

平成28年3月7日
四国地方整備局建政部
計画・建設産業課

『第4回四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会』の開催について

四国地方整備局は、平成24年7月に「四国ブロック社会保険未加入対策推進協議会」（以下「四国地方協議会」）を設立し、行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の業界関係者が一体となって総合的かつ継続的に社会保険等未加入対策を推進しています。

今般、第4回四国地方協議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

1. 開催日時

平成28年3月14日（月）14:00～15:30

2. 開催場所

サンポート合同庁舎 低層棟 2階 アイホール（香川県高松市サンポート3-33）

3. 参加予定団体等

別紙のとおり

4. 議事（案）

- ①全国協議会及び四国地方整備局の取組状況について
- ②四国地域における推進状況等について
- ③意見交換

5. その他

会場の収容人数の関係で、傍聴は報道関係者のみとさせていただきます。
なお、カメラ撮りは、冒頭（議事に入るまで）のみでお願いします。
また、資料については、四国地方整備局のホームページにおいて公表する予定です。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部
計画・建設産業課長 島田 浩和
建設専門官 溝渕 真司

TEL : 087-851-8061（代表）
FAX : 087-811-8414

四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会 ＜参加予定団体一覧＞

建設業関係団体:51団体、その他関係団体:11団体 計62団体)

※建設業者団体及びその他関係団体の並びは五十音順による

■建設業者団体:51団体

愛媛県管工事協同組合連合会	四国建設インテリア事業協同組合
(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	四国建設躯体工業連合会
(一社) 愛媛県建設業協会	四国ダクト協会
愛媛県建設産業団体連合会	全国管工事業協同組合連合会四国ブロック会
愛媛県室内装飾事業協同組合	(一社) 全国建設室内工事業協会四国支部
(一社) 愛媛県中小建築業協会	(一社) 全国道路標識・標示業四国協会
愛媛県鉄筋業協同組合	(一社) 全国特定法面保護協会四国地方支部
(一社) 愛媛県電設業協会	(一社) 全国防水工事業協会四国支部
愛媛県葺土工業連合会	中四国ウレタン断熱協会
(一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会	徳島県空調冷凍工業会
(一社) 香川県建設業協会	(一社) 徳島県建設業協会
(一社) 香川県建設産業団体連合会	徳島県建設産業団体連合会
香川県建築事業協同組合	(一社) 日本ウエルポイント協会四国支部
(一社) 香川県総合建設センター	(公社) 日本エクステリア建設業協会香川県支部
香川県中小建設業協会	(一社) 日本機械土工協会四国支部
香川県葺土工連合協会	(一社) 日本空調衛生工事業協会四国支部
香川県冷凍空調設備工業協会	(一社) 日本建設業連合会四国支部
協同組合徳島県建設業協会	(社) 日本建設大工工事業協会四国支部
建設業労働災害防止協会愛媛支部	(一社) 日本左官業組合連合会四国ブロック会
建設業労働災害防止協会香川支部	日本室内装飾事業協同組合連合会四国ブロック会
建設業労働災害防止協会徳島支部	(一社) 日本造園建設業協会四国総支部
建設産業専門団体四国地区連合会	(一社) 日本電設工業協会四国支部
(一社) 高知県建設業協会	(一社) 日本道路建設業協会四国支部
高知県建設産業団体連合会	(一社) 日本塗装工業会四国ブロック会
高知県鉄筋業協同組合	(一社) プレストレストコンクリート建設業協会四国支部
高知県冷凍空調設備工業会	

■その他関係団体:11団体

愛媛県行政書士会	高知県行政書士会
愛媛県建設労働組合	高知県社会保険労務士会
愛媛県社会保険労務士会	徳島県建設労働組合
香川県行政書士会	徳島県社会保険労務士会
香川県建設労働組合	フレッセ (全徳島建設労働組合)
香川県社会保険労務士会	

■行政機関:11機関

厚生労働省 徳島労働局	徳島県
厚生労働省 香川労働局	香川県
厚生労働省 愛媛労働局	愛媛県
厚生労働省 高知労働局	高知県
厚生労働省 四国厚生支局	国土交通省 四国地方整備局
日本年金機構 四国ブロック本部	

社会保険等未加入対策について

行政による チェック・指導	<H24. 7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大	<H24. 11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時に加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に	<H27年秋以降~社会保険加入指導の前倒し> ○現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施。
--------------------------	---	---	--

直轄工事における対策	<H26. 8~> ○下請金額の総額が3千万円以上の工事における社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施 ○元請企業及び下請金額の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定 <H27. 4~> ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施 <H27. 8~> ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、一次下請企業を社会保険等加入企業に限定する措置を試行
-------------------	--

下請企業への指導(下請指導ガイドライン)	法定福利費の確保
-----------------------------	-----------------

<H24. 11~>
 ○協会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
 ○2次以下についても、確認・指導。
 ○新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等

<H27. 4~>
 ○法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。
 ○提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。
 ○平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

<H24. 4~直轄工事の予定価格への反映>
 ○現場管理費率式(土木、平成24年4月から)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分、平成25年10月から)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分、平成25年4月から)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<H25. 9~法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)の活用>
 ○各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一斉に開始。

<H26. 1~民間発注者への働きかけ>
 ○主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

<H27. 1~法定福利費の確保に向けた関係者の申し合わせ>
 ○平成27年1月19日に建設業関係団体からなる第4回社会保険未加入対策推進協議会を開催し、元請企業は、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示すること等について申し合わせ。

<H27年度~元下間での法定福利費の確実な移転に向けた取組>
 ○法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施。
 ○別枠支給、事後精算等の方策について、法令改正や請負契約における措置等の幅広い観点から検討。

<H27年度~民間発注者への働きかけ>
 ○民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ(先進的取組の水平展開)

総合的対策の推進

地方への周知徹底(社会保険等未加入対策地方キャラバン)

○平成27年5月~7月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)で開催し、施策の周知及び意見交換を実施。

Q&A, 周知用リーフレットの作成

○社会保険未加入対策に係るQ&Aを作成し、ホームページで公表。
 ○一人親方の労働者性・事業者性の判断基準に関するリーフレットを作成。

目指す姿

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、
 ○技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 ○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現**

周知